

理由要旨（上告受理申立理由書）

申立人の上告受理申立理由の要旨は、以下の通りである。

1 種子法（主要農作物種子法）が食料への権利を具体化したと認定しなかったことについて、法令の解釈に関する重要な事項に関する誤りがあること（民訴法318条1項）

（1）本件では、種子法廃止法制定により種子法が廃止されたことが、申立人の食料への権利を侵害するものであり、ゆえに、廃止法は違憲無効である。

（2）食料への権利は、誰でも、いつでも、どこに住んでいても、人が生まれながらに持っている最も基本的な権利の一つであり、人が心も体も健康で生きていくために必要な食料を自らの手で得られる権利である。そして国際法上確立した権利である。国連での一般的意見第12号では適切な食料への権利内容は「利用可能性」、「アクセス可能性」、「持続可能性」「適切さ」の4つに整理されている。

（3）そして、わが国では食料への権利が種子法で具体化されている。

種子法は戦後の食糧難を克服し、食糧増産を達成すべく、食の源である種の生産・普及体制を整備したのが種子法である。

種子法が、農業者が自由に天然資源である種子を使って安全安心な農産物を栽培することやその農産物を消費者が購入して消費することを保障しているのは、「適切な食料への権利」の一内容である食料の「利用可能性」を保障して、もって、国民の「アクセス可能性」を保障することを目的としているものであると位置づけられる。

原判決は種子法で「個々の国民の食料増産等への請求権」が具体化されていないとしたが、これは法令の解釈における重要な事項の誤りである。

2 基本法（食料・農業・農村基本法）により食料への権利が明確化されたと認定しなかったことについて、法令の解釈に関する重要な事項に関する誤りがあること（民訴法318条1項）

（1）平成11年、食と農の基本を定めた食料・農業・農村基本法が制定され、食料の安定供給の確保が明記された。

この基本法の制定により、その理念や基本となる施策の実現のため、食糧増産を目的とされていた種子法において、国民が将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に手に入れられるようにすることが目的として付加された。

(2) 原判決は、「基本法は施策の基本理念の整備その実現を図るのに基本となる事項を定めたものに過ぎない」とした。

しかし、基本法の理念を実現するために個別法である種子法があり、前記判示をもって食料への権利が明確化されていないとしたことは、法令の解釈に関する重要な事項の誤りである。

(3) また、原判決は、種子法が基本法の制定前から存在するから、種子法で具体化されていないと判示したが、これも基本法と個別法の関係について誤るものである。

3 国家賠償請求について、国賠法1条1項の適用において、法令の解釈に関する重要な事項に関する誤りがあること（民訴法318条1項）

(1) 種子法廃止法の制定にあたっては、国会が立法府の裁量を尊重すべき前提を欠いている。

具体的には、種子法廃止法の立法事実（優れた民間品種があること、米の供給不足が解消されたこと）の裏付けを欠いていること、にもかかわらず短時間の審議で法律を成立させた実態等から、立法行為に対する国家賠償を認めるべき事案である。

(2) 本件では種子法が廃止された後、民間品種の代表格である「みつひかり」の不正問題が発覚した。また米の供給不足が大きな社会問題として発生した。

ゆえに種子法廃止法制定過程の立法行為において大いなる不備があり、国家賠償は認められるべき事案である。原判決は法令の解釈に関する重要な事項の誤りがある。

以上